

分権改革推進本部設置要綱

2007年9月18日制定

2008年7月30日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、関西広域機構規約第25条第1項第1号に規定する分権改革推進本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、関西から分権改革の大きなうねりを起こすため、税財政基盤の確立をはじめ分権改革の重要課題について意見交換するとともに、府県を越える広域的課題に取り組む広域自治組織のあり方等について合意形成を行い、もって関西の特色を活かせる望ましい地方分権体制の実現に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、当面、次の活動を行う。

- (1) 分権改革の重要課題について意見交換すること
- (2) 国に求める権限や財源の具体的内容を明らかにし、広域連合を含む広域自治組織のあり方について検討し、早期に結論を得ること
- (3) 本部会議において必要と認められたこと

(メンバー)

第4条 本部のメンバー（以下「本部メンバー」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 福井県知事、三重県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、徳島県知事、鳥取県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長
- (2) 関西経済連合会会長、近畿商工会議所連合会会長、大阪商工会議所会頭、京都商工会議所会頭、神戸商工会議所会頭、堺商工会議所会頭、関西経済同友会代表幹事、関西経営者協会会長
- (3) 関西広域機構会長

(本部長及び副本部長)

第5条 本部に本部長及び副本部長1名を置き、本部メンバーの中から関西広域機構の理事会において選任する。

- 2 本部長は、本部を代表し、本部会議を招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部メンバーをもって構成する。

- 2 本部会議においては、本部の活動に関して意見交換し、合意形成を行う。
- 3 本部会議には、必要に応じて本部メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の活動に関して調査及び検討を行い、本部会議において合意形成を行うための合意案の立案と調整を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事は、本部メンバーがそれぞれの自治体又は経済団体の役職員の中から各1名を指名するものとし、幹事長は幹事が互選する。

(有識者会議)

第8条 本部に有識者会議を置く。

- 2 有識者会議は、幹事会と連携・協力し、第三者的立場から、ヒアリング等の調査や情報の受発信を行い、本部会議に対して意見を具申するものとする。
- 3 有識者会議は、座長及び委員若干名をもって構成する。
- 4 座長及び委員は、学識経験を有する者の中から、本部メンバーの同意を得て本部長が委嘱する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、関西広域機構分権改革部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱の改正は、関西広域機構の理事会において行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2007年9月18日から施行する。
- 2 第5条に基づく本部長及び副本部長の選任は、前項の期日より前に行うことができるものとする。